

国営事業等の受益地ではない（下の確認者欄に住所・氏名・印を押印してください。）

国営事業等の受益地

（下記①～③の□にチェック及び理由の記載・印を押印してください。）

下記の判断した理由によっては、除外できない場合があります。

確認者

住所

氏名

印

受益地における当該施設の確認書

- ① 特定の農業者だけの利益につながるものではないか。
- ② 地域の農業振興を図る観点から定める施設となっているか。
- ③ 当該施設の目的が、直接農業の振興につながるものであるか。

直接農業の振興に資する理由（個別具体的な状況、考え方を記載すること）

個別具体的な状況

- ① 特定の農業者だけの利益につながるものではないことがわかる考え方。
- ② 地域の農業振興を図る観点から定める施設であることがわかる考え方。
- ③ 当該施設の目的が、直接農業の振興につながるものであることがわかる考え方。

（記載上の留意点等）

- ・ 農家住宅、分家住宅については、地域農業の維持や担い手確保のために必要な施設であることを説明すること。
- ・ 農産物直売所、農産物加工施設については、「既存の施設が遠い」「規格外の地元農産物の販売、加工が可能になる」等設置する意義を詳しく記載すること。
- ・ 「施設を地域の農業者が利用する」「施設の経営者又は従業員が農業従事者である」ことだけでは、地域農業の振興に資するとは認められない。
- ・ 上記以外の施設については、地域農業の振興が明らかになる説明資料を添付すること。

【直接農業の振興になじまないものの例示】

露天資材置き場、工場、小売店舗（コンビニ）

※「国営事業等の受益地」とは、農振法の規定による国営事業や県営事業等で、土地改良事業等が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過するまでが対象となります。